

2021 年 4 月 20 日

受益者の皆様へ

H S B C 投信株式会社

「H S B C 世界資源エネルギー マザーファンド」 投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、「H S B C 世界資源エネルギーオープン」が主要投資対象としているマザーファンド（「H S B C 世界資源エネルギー マザーファンド」）について、下記のとおり投資信託約款の変更（以下、「約款変更」といいます。）を予定しておりますので、お知らせいたします。

このお知らせは、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本状に関してご不明な点がある場合には、以下までお問い合わせください。

H S B C 投信株式会社 約款変更についてのお問い合わせ専用窓口

電話番号：0120-773-735（フリーダイヤル）

受付期間：2021 年 4 月 20 日～2021 年 5 月 21 日

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土、日、祝日を除く）

敬具

<記>

1. 予定している約款変更の内容

(1) 対象ファンド

「H S B C 世界資源エネルギー マザーファンド」（以下、「当マザーファンド」といいます。）

(2) 変更内容

当マザーファンドの運用委託先を『H S B C グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド』から『H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド』に変更いたします。

この運用委託先の変更に伴い、投資プロセスを定量分析運用に変更いたします。この変更に伴い、銘柄入替え等のコストが発生します。ただし、「世界の資源・エネルギー関連の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指す。」という当マザーファンドの運用目的に変更はありません。なお、当該変更が実施された場合、「H S B C 世界資源エネルギーオープン」（以下、「当ベビーファンド」といいます。）において信託報酬を、信託財産の純資産総額に年 2.09%（税抜年 1.90%）の率を乗じて得た額から年 1.76%（税抜年 1.60%）の率を乗じて得た額に変更します。また、ベビーファンドの申込受付不可日（受益権の取得申込みに応じない日または一部解約の実行の請求を受付けない日）について変更させていただきます。

※詳しくは、後掲の＜約款変更の新旧対照表＞をご覧ください。

2. 変更理由

H S B C グローバル・アセット・マネジメント・グループは、現在および将来にわたる投資家ニーズに対して、適切なプロダクトを最善の運用体制で行うことを最優先に考えています。

今回、H S B C グローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制の見

直しに伴い、運用委託先を変更するため、所要の手続きを行うものです。

3. 約款変更の手続きおよび日程

① 公告日（受益者確定日）	： 2021 年 4 月 20 日
② 異議申立期間	： 2021 年 4 月 20 日から 2021 年 5 月 21 日まで
③ 約款変更適用日（予定）	： 2021 年 6 月 25 日

公告日（2021 年 4 月 20 日）現在の受益者の方は、異議申立期間中に、H S B C 投信株式会社に対し、書面によりこの約款変更に対して異議を申し立てることができます。

なお、この約款変更にご異議のない場合、何ら手続きの必要はございません。

当マザーファンドの約款変更に対する異議申立てについては、当マザーファンドを投資対象とする当ベビーファンドが保有する公告日（2021 年 4 月 20 日）現在の受益権口数を基に実施いたします。即ち、当ベビーファンドにおいて異議申立てされた受益者の方の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合に、当マザーファンドの約款変更を 2021 年 6 月 25 日付で実施いたします。異議申立てされた受益者の方の受益権の合計口数が 2 分の 1 を超えた場合は、当マザーファンドの約款変更を行いません。この場合、約款変更しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに公告し、かつ、公告日現在の当ベビーファンドの受益者の方に、販売会社を通じて書面にてご報告いたします。なお、公告の方法は、弊社ホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）にて電子公告いたします。

※2021 年 4 月 16 日（金）までの購入申込受付分が対象となります。2021 年 4 月 19 日（月）以降の購入申込受付分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご承知おきください。

4. 異議申立ての方法について

予定しております約款変更に対し、異議のある方は、郵便はがき等の書面に下記（2）の内容をご記入の上、2021 年 5 月 21 日必着で、下記（1）の宛先までご郵送ください。

(1) 宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-11-1 H S B C ビルディング
H S B C 投信株式会社 投信営業本部
約款変更に関する異議申立て窓口宛

(2) ご記入いただく内容

- | |
|---|
| ①住所 ②氏名又は会社名（署名又は捺印） ③電話番号（日中連絡先）
④ファンド名（正式名）⑤販売会社名および取扱店名、口座番号*
⑥受益者確定日現在の受益権口数** ⑦約款変更反対する旨 |
|---|

* 当ベビーファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての販売会社名および取扱店名、口座番号をご記入ください。

** ご自身の受益権口数がご不明の場合は、取扱販売会社へご確認の上、ご記入ください。

（注 1）上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

（注 2）異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数の確認のため、弊社は販売会社に対して口数等の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(3) 個人情報の取扱い

異議を申し立てられた受益者の方の上記「(2) ご記入いただく内容」にある個人情報の取扱いにつきましては、当該約款変更の決議のために弊社で使用するほか、以下の目的のために弊社と販売会社および受託会社との間で、その内容を共有することにご同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において、異議申立て書類の記入内容を確認するため。
- ② 受託会社において、買取請求された場合の買取請求手続きを行うため。

5. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

約款変更が決定した場合は、異議を申し立てられた受益者の方は、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取りを請求することができます。この買取請求は、異議を申し立てられた受益者の方が、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。異議を申し立てられた受益者の方は、買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り換金（一部解約）していただくこともできます。

買取請求期間 2021年5月28日から2021年6月16日まで

- ① H S B C 投信株式会社より、異議を申し立てられた受益者の方に買取請求必要書類送付
- ② 買取請求必要書類をご記入の上、販売会社の取扱店へ買取請求必要書類のご提出
- ③ 同封の「個人番号の提供のお願い」をご確認の上、マイナンバーを受託銀行へのご提出
- ④ 販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお支払い

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。また、個人の受益者は買取による譲渡益に課税され確定申告が必要となり、法人の受益者は買取金額が個別元本を超過する部分に対して課税*され源泉徴収の対象となりますのでご注意ください。（*非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。）

なお、上記のような種々の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の換金のお申込みよりも日数を要する可能性があります。また、振込手数料は買取請求を行った受益者の方の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきます。

6. 通常の換金のお申込みについて

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、約款変更に対し異議を申し立てられたか否かにかかわらず、販売会社においては、通常通り、換金のお申込みを受付けます（ただし、上記の買取請求を行った場合、換金のお申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。）。

7. その他

上述の約款変更が実施された場合、当ベビーファンドの投資プロセスの変更に伴い信託報酬の引き下げを行います。変更後の信託報酬率の合計は『年 1.76%（税抜 1.60%）』とし、その配分は以下の通りといたします。

	信託報酬（年率／税抜）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
変更前	1.90%	1.10%	0.70%	0.10%
変更後	1.60%	0.80%	0.70%	0.10%

また、当ベビーファンドの申込受付不可日（受益権の取得申込みに応じない日または一部解約の実行の請求を受付けない日）に関して、『ロンドン証券取引所の休場日およびニューヨーク証券取引所の休場日』から『ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、および香港の証券取引所の休場日』に変更させていただきます。

※詳しくは、後掲の＜約款変更の新旧対照表＞をご覧ください。

以上

＜約款変更の新旧対照表＞

親投資信託〔HSBC 世界資源エネルギー マザーファンド〕約款

新	旧
－運用の基本方針－ (2) 投資態度 ③ 運用委託契約に基づいて、<u>HSBC グローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッド</u>に運用の指図に関する権限を委託します。	－運用の基本方針－ (2) 投資態度 ③ 運用委託契約に基づいて、<u>HSBC グローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド</u>に運用の指図に関する権限を委託します。
[運用の権限委託] 第17条 委託者は、有価証券等に関する運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 商号 : <u>HSBC グローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッド</u> 所在地 : <u>Hong Kong</u> ②③ <省略>	[運用の権限委託] 第17条 委託者は、有価証券等に関する運用の指図に関する権限を次の者に委託します。 商号 : <u>HSBC グローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド</u> 所在地 : <u>London, United Kingdom</u> ②③ <同左>

追加型証券投資信託〔HSBC 世界資源エネルギー オープン〕約款

新	旧
[信託報酬等の額] 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の160</u>の率を乗じて得た額とします。 ②③④ <省略>	[信託報酬等の額] 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の190</u>の率を乗じて得た額とします。 ②③④ <同左>
《付表》 別に定める日 約款第13条第1項および第48条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ・ロンドン証券取引所の休場日 ・ニューヨーク証券取引所の休場日 ・<u>香港の証券取引所の休場日</u>	《付表》 別に定める日 約款第13条第1項および第48条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ・ロンドン証券取引所の休場日 ・ニューヨーク証券取引所の休場日